

個人情報保護規範

基本方針

西宮明昭山の会（以下「当会」と称する）は会活動を展開していく上で、会員等の個人情報保護を徹底することが社会的責務であると認識し、個人情報保護法をはじめとする関係法令を遵守します。また以下の基本的な方針に基づき個人情報の適正な取り扱いに努めます。

1. 個人情報の定義

当会が取り扱う個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

2. 個人情報の利用目的

当会は個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

- (1) 例会実施を円滑に行うため会員への会報送付や各種情報の提供を円滑に行うため
- (2) ランク委員会が担当する会員のランクの把握・移動を円滑に行うため
- (3) 会員名簿の作成のため
- (4) 組織部担当の「体験ハイキング」参加者から提出される「例会仮参加カード」記載の個人情報は「体験ハイキング」の円滑な運営および入会勧誘案内状の送付のみに利用する
- (5) 研修部担当の「山歩きセミナー」「ワンコインセミナー」参加者から提出される「参加者カード」および「例会仮参加カード」記載の個人情報はセミナーの円滑な運営および「体験ハイキング」の案内状の送付のみに利用する
- (6) 労山会員証およびスポーツ安全保険などへの加入希望者から提供される個人情報は登録ならびに制度運営のみに利用する
- (7) 例会下見費・請求、立替経費支払請求書（兼）領収書等で提供される個人情報は、当該費用の清算のためにのみ利用する
- (8) 個人山行届は安全および緊急時の対策を期するための目的のみに利用する
- (9) その他会運営を円滑に行うため

3. 個人情報の適正な取得

当会が個人情報を取得する場合は、会員等にその利用目的を書面にて明示いたします。

4. 個人情報の適正な管理

当会は取得した個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・紛失・改ざん・不正アクセス等の防止に努め、必要な安全管理措置を講じ適正に管理いたします。

- (1) 「参加票」は例会実施後チーフリーダーが責任をもって破棄する
- (2) 宿泊例会等で作成されるしおりはファイルに綴じ、鍵のかかる場所に保管する
- (3) 登山届は対象とする山を管轄する警察署へ提出する

- (4) 組織部担当の「体験ハイキング」参加者から提出される「例会仮参加カード」および「入会申込書」は鍵のかかる場所に保管し、一定期間経過後に破棄する
- (5) 研修部担当の「山歩きセミナー」「ワンコインセミナー」参加者から提供される「受講者カード」および「例会仮参加カード」は鍵のかかる場所に保管し、一定期間経過後に破棄する
- (6) 入会時提出される「誓約書」は鍵のかかる場所に保管し、永久保存する
- (7) 会員に配布した会員名簿および配布される五十音順会員名簿(電話番号簿)の漏えい・紛失等が無いよう厳正な取り扱いを徹底する
- (8) 知り得た他の会員の個人情報を外部に漏えいしないように周知徹底する
- (9) 事務所にある会員名簿は鍵のかかる場所に保管する
- (10) パソコン上のデータベースにはパスワードを設定する
- (11) 取得した個人情報をデジタルデータで管理する際は、目的外使用・情報漏洩がないように厳正に管理し、不要となった場合は直ちに削除する。

5. 管理体制の継続的改善

当会は個人情報保護に関する管理体制について、継続的に改善を実施します。また本規範は適宜見直し、その改善に努めます。

6. 個人情報の開示・訂正

- (1) 会員から当会が保有する本人自身の個人情報について、開示・訂正の依頼があった場合には速やかに対応いたします。
- (2) 当会は会員の同意がある場合を除き、その会員の個人情報を第三者に開示しません。

7. 個人情報の問い合わせ窓口

当会事務局 電話 0798 - 22 - 9932

(毎週火曜日 13 : 00 ~ 16 : 00 但し祝祭日および1月1日から3日を除く)

8. 規範についての疑義

この規範について疑義が生じた場合は世話人会が取り扱いを決める。

9. 規範の改廃

この規範の改廃は世話人会の議決を要する。

10. この規範は 2017 年 12 月 5 日より施行する。

2019 年 6 月 1 日改正

2019 年 11 月 5 日改正

2020 年 2 月 18 日改正

2022 年 5 月 17 日改正

2022 年 12 月 20 日改正 実施日 2022 年 12 月 20 日